

戊辰戦争における小藩の行動論理

——出羽国亀田藩を中心に——

青木俊郎

はじめに

現在の幕末維新期の研究は、西南雄藩や幕府、一部の大藩の動向が分析の中心であり、中小藩の動向はあまり重要視されていない。なかでも小藩の動向は「日和見」とする理解が一般的である。しかし、最も数の多い小藩の動向を無視しては明治維新史の全体像は語り得ない。また、「維新の主体勢力」や大藩の動向を中心に描く維新史ではなく、小藩にとっての維新史とはなにかを考えていかなければならない。

幕末維新期を総合的に把握するために中小藩の動向を視野に入れることの必要性は、遠山茂樹・田中彰・藤野保・家近良樹・辻野恵美らによって指摘されている。^①しかし、田中彰が「小藩には一引用者註）幕末期、藩内にはさまざまな動きがあったにせよ、全体としては中央政局の動向に直影響されるか、あるいは地域的な動向のままに自藩の運命を任せるか以外に道はなかった、といえる。換言

すれば、こうした小藩をいかに自己の陣営にひき込む流れをつくるかによって大勢は決したのである。^②」というように、一般的には「日和見」として評価され、積極的な意義付けはされていない。

また本稿で取り上げる戊辰戦争期の東北の小藩についても、原口清・石井孝らによる戊辰戦争論争後、佐々木克・工藤威らの研究によって奥羽列藩同盟の実証的研究が進展するが、^③ここでは大藩の分析が中心であり、小藩についてはあまり考慮されていない。一方で三上昭美・守屋嘉美・久住真也らによる小藩を取り上げた研究はあるものの、小藩故の無力さを強調する研究が多い。^④

そこで、幕末維新期の小藩の動向を、経済状況や藩論の不統一・不徹底などによってのみ判断するのではなく、そのような所与の条件の下で小藩がいかに行動したかを考えていきたい。本稿では戊辰戦争期、新政府と同盟との間で激しい動向を示した亀田藩（出羽国外様二万石）を取り上げる。亀田藩が戊辰戦争期、いかにして自藩の進路を選択していったかについて述べる。そして、亀田藩をはじめとする小藩は、藩として激しい動向を示していたが、何故このよ

うに活発な動向を示したのかについても考えていきたい。幕末の亀田藩関係史料の多くは、戊辰戦争の戦火のため焼失してしまっている。そのため、亀田藩の動向は、主に「亀田藩戊辰戦記」^⑥、「岩城隆彰家記」^⑦など後年の史料から記述する。

一 亀田藩政の展開と戊辰戦争期の動向

1 岩城氏と亀田藩

ここでは、中世から幕末・戊辰戦争期に至る亀田藩の動向を概観する。

亀田藩は、信濃国川中島に一万石の所領を持っていた岩城氏が、元和九年（一六二三）に幕府から亀田二万石を与えられ成立し、明治四年（一八七一）の廃藩まで存続した。藩領は出羽国亀田で、亀田藩の周囲には、北に秋田藩、南に本荘藩・生駒領・仁賀保領などが存在し、さらに南方には庄内藩が位置していた。

亀田藩主岩城氏と秋田藩主佐竹氏とは、常陸に領地を持っていた中世以来の友好関係があった。しかし天正十八年（一五九〇）の小田原攻めの後、死亡した岩城常隆の跡を、佐竹義宣の弟、能化丸貞隆が継ぎ、また文禄元年（一五九二）の朝鮮出兵に際しても、岩城家は佐竹家の人数の中に繰り込まれて参戦するなど、次第に佐竹氏の岩城氏への影響力が強まっていた。慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の合戦には、岩城氏は佐竹氏とともに参戦したと思われ、合戦

後所領を没収されるが、元和二年に川中島に一万石の領地を与えられて大名に復帰するまで、佐竹氏から経済的援助を受けていた。

亀田藩成立後の初期藩政においても、秋田藩の影響が色濃かった。例えば、亀田藩成立時の町割・総検地は秋田藩の指揮下で行われ、^⑧ キリシタン取締・諸鳥捕獲禁止の法度などの秋田藩の法度が亀田藩にも適用された。そのため、近世初期の亀田藩は秋田藩の支藩のよう^⑨に扱われていた。しかし、分知によって成立した純然たる支藩ではないことから、亀田藩は独自の藩政を行っていく。また、佐竹氏同様に中世以来友好関係のあった仙台藩伊達氏系統から藩主を迎えるなど、秋田藩との関係は疎遠になっていく。亀田藩では米以外には主な産物もなく、十八世紀に入って極端な財政難に苦労したが、それに加えて財政窮乏や入り組んだ所領などが原因となって藩境争論などが多発し、秋田藩や本荘藩など隣藩との関係が悪化していった。幕末期に入ると藩主の早世が続き、^⑩ また財政窮乏などもあってか、中央政局には一貫して消極的な態度であった。^⑪

2 慶応四年前半の亀田藩主の動向

慶応二年（一八六六）四月十六日以来、亀田藩主岩城隆邦は江戸において日比谷口御門番を勤めていた。^⑫ 慶応三年十一月、亀田藩の大坂詰藩士小柳直記は京都において藩主上京の命を受けた。この上京命令に対して十二月二日、隆邦は老臣を上京させ、病気を理由にした延期届（十一月十八日付）を提出した。^⑬ この届は「精々加保養、

少々ニテモ快方ニ候ハ、速ニ可有上京事」として六日に受理された。当時、命令を受けた大名二六八家中、約三分の一は上京を辞退しており、十一月中に上京した者はわずか十六人という状況であった。このように、朝廷が出した上京命令に対して大方の藩は形勢を見守っており、そのため上京延期を願うか、もしくは家臣の代理上京という対応であった。

慶応四年一月十五日、亀田藩は天皇元服に際して藩主名代として重臣を派遣しているが、同月十一日、朝廷は諸大名に対して、兵を率いて上京・参内するよう、督促命令を出した。亀田藩ではこれを受けて、同月二十七日、家老大塚織部が藩主持病のため名代として京都へ出立した。京都に到着した大塚は、天皇に拝謁後、総裁・参との元を回り、二月二十七日に江戸に帰着、隆邦に上京の結果を報告した。ここで藩主隆邦は自ら上京しようとするが、東征軍が江戸を指して進軍中のため、京都までの通行が難しいことからひとまず帰国を決定した。二月二十四日、幕府は隆邦の日比谷御門番を免じている。

三月七日、隆邦は江戸藩邸を引き払い、一度は国元へ向け出発するが、江戸詰の家臣による協議の結果、藩主自らによる上京をした方がよい、という判断を受けて、九日、下総小金井まで進んでいた隆邦はそこから江戸へ引き返した。江戸に戻った隆邦は十五日、今度は京都を目指して江戸を出発した。四月一日、隆邦は京都に到着し、藩主自ら新政府に勤王を誓った。慶応四年正月から閏四月まで

の期間で、東北諸藩の藩主自身による上京は、亀田藩の他に下手渡・山形（ともに閏四月）のみであり、亀田藩の積極的な姿勢が伺える。その後隆邦はしばらく京都に滞在していたが、閏四月十三日に帰国が許可され、十六日に京都を出発、東海道を通り、江戸・仙台を経由して五月二十五日、亀田へ帰国した。

3 奥羽列藩同盟結成後の亀田藩

亀田藩は藩主自身が上京し新政府へ勤王を誓っていたが、その一方奥羽では奥羽列藩同盟結成の気運が高まっていく。三月二十三日、奥羽鎮撫総督九条道孝は、沢為量副総督・醍醐忠敬参謀・大山格之助・世良修蔵下参謀および薩摩・長州・筑前藩兵五〇〇余を率い、仙台城下へ入った。以後、総督府は奥羽諸藩を動員して会津征討に向かうが、同盟会議は会津征討への対応として開催されていく。

閏四月四日、仙台藩と米沢藩は家老名で奥羽二十七藩に対して同盟会議への招請状を発送し、奥羽諸藩を招集した。この時亀田藩も招請され、閏四月十日から七月五日までの約二ヶ月半、同盟会議に藩士を派遣した。その間、①「会津藩寛典処分歎願書」、②「討庄解兵届」、③「九条総督帰陣願」、④「白石盟約」、⑤「仙台盟約」・「太政官建白書」など、同盟で結ばれた盟約・建白書に署名している。しかし、亀田藩は同盟に参加してはいたものの、会議においては積極的な発言もなく、同盟としての政策決定に関与するような行動は見られなかった。

一方、亀田藩は総督府軍の一員として庄内征討のため新庄へ出兵していた。これは新庄を拠点として庄内に攻め入ろうとする沢副総督からの出兵命令に従ったもので、亀田藩は閏四月一日から総勢三三七名を新庄方面へ出兵させていた。しかし閏四月二十日、同盟において討庄解兵が決議され、同盟は副総督を自己の保護下に置くとして新庄に出兵した。それを察した副総督一行は、同盟の中でも新政府寄りと見られていた秋田藩を目標して転陣していく。副総督指揮下の亀田藩隊は、一行を護衛しつつ秋田目指して退却していく。閏四月二十九日、秋田領雄勝郡湯沢まで護衛したところで副総督より暇をもらい、一戦も戦わず国元へ引き返した。

七月に入ると同盟内部で変化が生じてくる。七月一日、同盟の軟禁下から脱出した総督府の九条・醍醐に加え、出兵先の新庄から秋田へ逃げ延びた沢の三卿が秋田に結集した。このことによって、秋田藩の動向が同盟内で不審視され始めていた。秋田藩は同盟離反を疑う仙台・米沢藩から強硬な申し入れを受けつつも、いまだ藩としての態度を決めかねていた。しかし四日、秋田藩は仙台藩の使者を殺害し、事実上同盟から離脱した。新たに秋田を拠点とすることに成功した総督府一行は、再び討庄軍を組織し、南方へと進軍を始める。七日、新政府軍が南下してきた際に亀田藩は同盟を離脱、新政府側へつくこととなる。

その後亀田藩は新政府軍の一員として戦闘に参加していたが、八月八日、北上してきた同盟側の庄内藩に降伏し、庄内藩指揮下でふ

たたび同盟軍として新政府軍と戦うこととなる。その際、藩主隆邦は庄内城下へ移されている。九月、庄内藩が新政府軍に降伏したのにともない、同月二十八日、亀田藩も新政府軍に降伏、終戦を迎える。戊辰戦後、亀田藩は二千石の減封となった。

二 亀田藩の外交交渉

1 国元における外交交渉

ここでは、慶応四年前半、亀田藩が秋田藩・新政府と行った外交交渉をとりあげ、その特徴を考える。

慶応四年二月、奥羽諸藩は互いに使者を送りあい、動静をうかがっていた。²⁰このころ亀田藩も秋田藩へ何度も使者を派遣している。

二月二十八日、亀田藩は御用人遠藤七右衛門・御物頭小川録彌を秋田藩に派遣した。次に挙げる史料は亀田藩から秋田藩への口上である。

【史料1】

①秋田藩宛

従前々朝名御遵奉之儀は申迄も無御座候へ共、今般従御所各藩へ御沙汰之趣弥以御遵奉感戴奮励仕候。左京大夫様被仰付一藩(岩城隆邦)挙而奉畏候へ共、積年之疲弊且小藩之微力而已深御心痛に被思召候。右に付其御許様には旧来の御間柄、殊に御隣境と申別而

御依頼被思召上候。小藩従来尊王之志叡間に相達候様、御取扱之儀御依頼被仰上候。時宜に応御家来共に至るまで可然御指揮被下度、此段以御使者被仰上候。

②別段重役宛

左京大夫様于今御在江戸日比谷御門御堅御勤、方今之形勢に相至候ては、徳川御随従と朝廷の御沙汰等有之候ては御大事至極之御場際に付、江戸御引払被遊御下向候様一藩衆議相決御迎人数為御差登、昨今漸人心打合に相至候。左京大夫様にも最早御旅行に被為赴候半と奉存候得共、自然徳川家にて差支候儀も有之候へは、早速御挙動振御加談奉願度奉存候間、其節宜敷御取扱被下度、以前御含置之程御頼申上候。²¹⁾

ここでは、朝廷より各藩へ沙汰があつたが、「積年之疲弊」と「小藩之微力」のため、藩主は心を痛めており、そのため「旧来の御間柄」と「御隣境」を理由に、秋田藩に対し今後の指揮を求めている。また、別段重役宛では、日比谷御門警備を勤めていることで徳川方と見なされるのを恐れ、藩主帰国を決定し、すでに出発しているかもしれないが、それが徳川家に差し支えがあるので、今後の行動について相談したいとしている。この申し入れに対し、秋田藩からは承知の返答があつた。

三月三日、今度は秋田藩の使者が亀田に訪れた。これは朝廷より六師征討応援の命令を受けた秋田藩が、奥羽十五藩に対して会津征

討の決意表明と各藩の意向を打診させたもので、亀田藩以外の諸藩にもほぼ同様の文面で使者が遣わされている。それに対する亀田藩の請口上では、二月二十八日に申し出た願いを聞き届けてもらったことに対して礼を述べ、二月にも願ったように、ここでも秋田藩の指揮の元で、亀田藩は「微力」ではあるが勤王に励むことを宣言している。その一方、この段階で秋田藩の指揮下に入ることで、敵対することになるかもしれない「朝敵」(旧幕府・会津藩・庄内藩など)襲来時には応援を要請している。²²⁾

三月二十一日には亀田藩の佐藤勘解由・遠藤七右衛門が秋田藩に出張し、次のように口上を述べた。

【史料2】

先般従朝廷就御沙汰之儀、遠路被為入御念以御使者被仰進候大事件、当節左京大夫様御留守中、殊に御小国と申従来御不行届御座候へ共御存慮形重役共一先御請奉申上、猶又御相答以御使者被仰上候間、其向御役人中内外御差汲、万端無御腹藏御指図有之様御願被仰上候。

今般其御許様出羽一国之御鎮撫被為蒙仰候に付、旧来格別之御間柄、御隣境と申、当時勢別而御依頼被思召上、且従前尊王之儀叡間に相達候様以御使者御依頼被仰上候処、早速御承知被仰出左京大夫様厚被思召上、一藩安堵之至難有仕合奉存候。此段以

御礼以御使者被仰付候。⁽²³⁾

ここでは「旧来格別之御間柄」と「御隣境」から、出羽国鎮撫を命じられた秋田藩への全面委任を願ひ出た亀田藩の願ひ聞き届けに對する礼を述べ、藩主不在中に「小国」であり不行届があるかも知れないが、ひとまず受諾し、今後の「万端無御腹藏御指図」を願っている。

また奥羽列藩同盟成立後の六月十一日、亀田藩士大塚織部、新妻彌右衛門は、春以来のお礼として秋田藩角館仮役所へ使者をつとめ、京都での副翰の件（後述）などに対して礼を述べ、今後の「御指図」を願っている。⁽²⁴⁾

このように亀田藩は、「小国」を自称し、小藩微力であること、そして中世以来の友好関係と隣藩であるという理由から、大藩である秋田藩を頼みとする外交を展開した。

2 京都における外交交渉

以上は国元での外交交渉であったが、秋田藩を頼りとする外交方針は、上京した藩主の外交においても適用されていた。先述したように、四月四日に上京した隆邦は参内し、天皇に拝謁を行っていた。そして同月二十七日、隆邦は新政府へ宛てて懇願書を提出した。

【史料3】

私儀、今般王政御一新に付勤王一途に存込、為報国勉励仕高並相応の御用向奉伺度心得に罷在候折柄去冬御用被為在候間早々上京可仕旨蒙王命、迅速上京仕度奉存候処、其節持病の腹痛にて難波仕暫時御猶予奉願上置候処、追々快方罷成候間去月十五日江戸屋布出立、去る朔日著京。同四日初参内仕（御参内の節後鳥奉窺の御服帽子緋）天機、其他参内之度々奉窺天機候段重畳難有仕合奉存候。抑々京著之上、御親征之御発輦被為遊候御次第親しく奉伺、誠に以て御艱難の御時節不堪感痛深奉恐入候。從來不行届にて未だ武備充実不仕候へ共、高並相応の御用蒙仰度志願に付、当今奥羽筋御鎮撫六師御征討応援之義、秋田中将へ申談し指揮次第人数差出度奉願候。且此度叡慮被仰出候御趣意に随ひ、家来共始領民に至る迄自分差図を以て夫々改革仕、此上勤王之道相励度奉存候。御用多之御時節奉願候も深奉恐入候へ共、御序を以て何卒御誓約被仰付被成下置、其上にて一ト先在所へ御暇頂戴仕、応援之心得方家来共へ専ら指揮仕度、此表為伺御用重臣相殘置候間、前件の次第願之通被仰下置候者難有仕合奉存候。

此段奉懇願候以上。

四月二十七日

岩城左京大夫。^(隆邦)

岩城左京大夫儀朝廷御復古之御趣意奉拝承、為報国勉励高並相応之御用向相同度不取敢上京致し候処、追々奥羽筋不穩模様

相聞候に付ては、以御序御誓約被仰付一刻も早く罷下、兼て御征討応援之蒙御沙汰候事故、私出兵の内へ人数差加組に戮力一方之御防をも相勤、奉安宸襟候様精々相励度以書面奉願候。然者左京大夫旧来重き間柄にて、既に一家同様之義にも有之候に付於私も奉願候以上。

四月二十七日

(佐竹義堯)⁽²⁵⁾
秋田中将。

ここでは隆邦上京までの経緯を述べ、朝廷から出された奥羽鎮撫六師征討応援の命令に対しては秋田藩の指揮下での「高並相応」の役目を果たそうと上京したが、ひとまず亀田への帰国したい、と願っている。また秋田藩主佐竹義堯による副翰も添えられており、そこでは、佐竹家と岩城家とは「旧来重き間柄」で「一家同様」であるとして、亀田藩の主張を補強していた。当時、佐竹義堯は国元へ帰国しており、この副翰は在京の秋田藩士の尽力によって添えられたものだった。⁽²⁶⁾

その後閏四月十二日、隆邦は再度懇願書を提出しているが、これも四月二十七日の懇願書と同趣旨で、引き続き秋田藩の指揮のもとでの勤王を願うものであった。この時期、亀田藩主・藩士は江戸・京都・国元とそれぞれに分かれていたが、それぞれの場所の藩士の往来は頻繁にあり、情報交換は緊密に行われていた。⁽²⁸⁾ 亀田藩は、国元における外交では「小国」を自称し、秋田藩を頼みとする外交を展開したが、京都においてもそれは例外ではなく、藩として統一

された外交姿勢であった。

三一 自藩正当化の論理

1 奥羽列藩同盟離脱

ここでは、亀田藩が自藩の態度を変転させる際に見られる論理について考えてみたい。

奥羽列藩同盟結成後も亀田藩は、同じく同盟に参加していた秋田藩を頼る方針にはなかった。しかしその状況が変化する。

七月四日、秋田藩は仙台藩の使者を殺害し、事実上同盟から離脱した。新たに秋田を根拠地とした総督府一行は、再び討庄軍を組織し、同盟軍攻撃と庄内討伐のため、内陸の院内口と沿岸の吹浦口とに分かれてそれぞれ秋田を出発していく。

七月六日、日本海沿岸を南下する吹浦口方面軍の第一線部隊は秋田を出発した。翌七日、軍勢はさらに南下し、松ヶ崎で亀田藩へ対して「御不審之趣有之」として戦書を送った。⁽²⁹⁾ 不審とされたのは(一) 仙台藩士宮沢養作を城中に隠していること、(二) 兵を国境に備えていること、(三) 城壁を修理し、城門を嚴重にしていること、の三点であった。これは威嚇によって亀田藩を新政府軍の一員として戦闘に参加させる総督府の作戦であったが、眼前に迫った総督府軍の脅威は亀田藩にとって切実であった。亀田藩は七月七日付で総督府軍に宛てて歎願書を提出した。

【史料4】

今般羽州荘内御征討之趣奉伺、小藩微力とは乍申元来勤王之御趣意一途に相心得罷在候に付、不苦御儀御座候は、御追討為先鋒二小隊出兵仕度奉存候間、格別之以御聞濟御許容被成下候は、孰も相挙て忠功抽度奉存候。此段其向可然御執達奉願候以上。

七月七日

岩城左京大夫家来

大平伊織

大塚織部。

此度弊藩御不審之廉有之候に付ては、御討人之御投書監軍御面名より被仰下所、申開之廉も有之候は速に重役罷出可申達段実以恐縮至極に奉存候。此段者勿論申上へき様無御座主人左京大夫始当惑罷在候処、内存廉も候は、逐一書面を以て申出候様御授に付無腹蔵申上候。其節主人儀は上京中、其上小藩の微力よりして大藩の仙台、米澤等の巧言に被押迷、去々月仙台白石へ重役の者被呼寄、心得違より各藩盟約書連名仕、其後各藩使者国内往復為仕候次第彼是実には奉恐入候へ共、素より朝命遵奉之儀は主人を初め一藩挙而毛頭替儀無御座、勤王一途に存込奉尽忠節度宿志に御座候へ共、畢竟小藩孤立の力不足、且家来の微力よりして右之次第に立至今更奉恐入候間、格別之御憐察を以て宜御執成被下候様奉願候。左候は、益志気勉励、乍微力一新の機会と奉存碎身粉骨戮力抽誠忠度奉存候間、出兵実効の処

を以て寛大之御所置被仰付候様、宜御執成被下度奉願候以上。

七月七日

岩城左京大夫家来

大平伊織

大塚織部²⁰⁾

いままで亀田藩は秋田藩と行動をともししていたため無事であったが、この段階では秋田藩は新政府軍の一員であり、亀田藩は列藩同盟の一員である。このため、亀田藩は新政府軍に対して、同盟に参加している自藩の態度を弁明する必要に迫られていた。この史料では、亀田藩は勤王一途であったにもかかわらず列藩同盟に参加してしまつたのは、藩主が上京中であり、かつ「小藩の微力」によつて大藩の仙台・米沢などの「巧言」に惑わされて同盟会議に参加してしまい、加えて参加した藩士の「心得違」により盟約に署名してしまつた、としている。また、朝命の遵奉は間違ひなかつたが、「小藩孤立の力不足、且家来の微力よりして右之次第に立至」²¹⁾た、としている。従来は「小藩」ということが秋田藩を頼る論理となつてきたが、ここでは「小藩」を自称することで、同盟参加の責任を亀田藩以外へ転嫁する論理となつてゐる。

この書状提出により亀田藩も同盟を離脱し、総督府の指揮下に入り、新政府軍の一員としての出陣が決まつたのである。²¹⁾

2 御前会議の開催

亀田藩は同盟を離脱し、新政府軍へと陣営を移したものの、七月

中旬、出羽国由利地方での戦闘では新政府軍は各地で連敗していた。七月十四日、新庄城を攻め落とした同盟軍の庄内藩勢は、仙台・米沢両藩などの軍勢とともに秋田目指して進攻を始めた。その結果、七月二十八日に矢島が陥落し、本荘も危うくなってきた。亀田藩では対応策を話し合うため、八月三日、藩主御前での重臣会議が開かれることになった。²²⁾

この御前会議は、当初執政・参政の重臣の参加によって行われた。会議はまず佐藤勘解由（執政）と諸橋金平（同）が、亀田藩は初めから勤王という方向は決まっております、藩主による上京誓約や、三卿が秋田へ集結した時も参陣していることから、すべて佐竹家へ依頼するという従来の方針を変えるのは良くない、と主張した。これに対して岩城内記（参政）と遠藤七右衛門（同）は「奥羽加盟とても素より勤王之道に無之と申儀に非ず。就ては今焦眉之危急に臨み別に計策も可有之」と述べた。岩城内記と遠藤は、同盟に加盟したのも勤王の道であり、現在の危機的状况に対してこのまま新政府軍の一員として戦闘を継続する以外の方策をとるべきだ、としている。

佐藤勘解由はこれに反論し、方針が決まっていることは今も申し上げたとおりであり、一時の恐怖によって動揺するのはもつてのほかである、と発言し、岩城内記と遠藤の意見を真っ向から否定した。そして万一の際は城へ火をかけ、藩主・家族を秋田へ逃がす計画であるとした。

その後、今日の会議は藩の大事件であるとして、執政・参政のみ

でなく家門の者も会議へ呼ばれ、駒木根主膳、駒木根肇、大内図書らが加わった。新しく加わった駒木根主膳は、密使を仙台もしくは庄内藩へ送っての降伏を提案した。遠藤七右衛門・岩城内記は前説を主張し、衆議はまちまちであった。

これに対して佐藤勘解由と諸橋金平は重ねて「兼て御確定の外他なく、且時節柄密使の事は実以容易ならざる次第、仮令一時の危急を免るゝとも、長く朝敵の汚名を蒙らるゝ段歎息の事に無之哉。」と発言したが、対して岩城内記は「朝敵の名目は長州を始め当今天下の廻り持」と発言した。佐藤・諸橋の主張はあったものの、会全体では庄内藩への降伏論が多数を占めていた。結局密使を派遣して「最初の各藩盟約に御立返り」に決定した。²³⁾

以上のように、会議中佐藤勘解由らは新政府軍の一員として行動することを主張するが、大勢は庄内藩への降伏論であった。その中で、朝敵の汚名を懸念する佐藤・諸橋らに対し、降伏論を主張する岩城内記は、同盟・新政府軍どちらも勤王であり、朝敵とは「天下の廻り持」とする論理のもと、亀田藩が同盟方へ降伏することを正当化している。列藩同盟の主張の中にも、このような新政府に対立していても「真の勤王」と主張するものがあるが、亀田藩は自藩の態度を二転三転させる中で、新政府、同盟のどちらも勤王、という論理に加えて、「朝敵」とは「天下の廻り持」とする論理にまでに到達していた。

3 庄内藩への降伏

御前會議の結果、龜田藩は庄内藩へ降伏することとなった。そこで矢島在陣の庄内藩隊長に、密使として駒木根主膳・高山源藏が遣わされた。八月七日、二人はそれぞれ高野祐助、澤友輔の変名で庄内藩に宛てて存意書を提出した。長文ではあるが全文を引用する。

【史料5】

存意書

主人儀各国盟約確乎として不取失存念罷在候故、抑六月下旬秋田表御滞留澤殿自若として御登之程不相見、左候ては盟約へ対し如何可有御座候哉と懸念之余、佐竹家とは旧來之縁者且隣境大藩と申、異変御座候ては遂に奥州の動乱を醸し可申と愚存之儘重役之者共指遣模様為承候処、速に海路より御帰京を促し可申、此上九条殿下始当表へ御転陣之御沙汰御座候共決して御受中間敷、右を越度に相及天朝之御首尾に抱り候共無是非事に候との事故一先安心仕候。實に弊藩杯の小家、如何様の存寄御座候共歎敷事ながら近境大藩へ屈服仕候外無御座、加ふるに七月七日総督府監軍山本登雲助、上田雄一を以て弊国へ討入之御沙汰を蒙り、前後当惑早速重臣之者共指出其筋相伺候処、主として是と申廉も無御座風評無根の説而已。城へ仙藩之軍卒養置、又は新堡を築き領中新関數ヶ所取構候杯一々覚無之、全く讒誣

等の異論も可有御座、此段は判然相分け候得共、両氏より歎願書下書指出先鋒可願立指図故、彼是其筋に無御座、御不審も候は、城中始巡覽の上にて不苦、左様の事件微塵無御座、先鋒之儀は謂無之候段及申訳候得共、無善悪兵端可開杯と申内近村松ヶ崎村まで軍兵凡四五百人到著、既に先鋒陣隊城下市中へ押合候仕合故中々可申解間合無之、小藩微力乍残念任其意歎願書差出候処、左様候は、速に出兵可為先鋒旨に付是又無拋長息之儘尽枉て服従。総督府より応援の御直命を蒙りたるに抱はらず、又々暴威を以て先鋒願致させ今日之形勢に相至候。然、右之事情仙藩始各国へ報告申度処弊国地勢秋領に環包せられ、本莊、矢島へ隣ると雖とも是亦官軍無二合勢故、何方も離間せられ其通路無之、強て其段取運ひ万一洩聞候ては忽亡国に立至可申、若又各国へ其旨達候上にも候は、兎も角も、各国へも不通内官軍に相洩候ては小国孤立の勢如何共致方無之、万代不祠の国に可相成は勿論故、血泣遺憾ながら官賊へ随従打過候折柄、尊藩矢島口御一戦御勝利先以奉恐賀候。就ては不斗も御隣境に相成候故誠に大旱に雨を得し心地、前件の次第愁訴仕度候処、其刃未た要路に官賊守圍罷在候故彼是今日迄焦心打過候。併本件切迫、国内へ御軍御臨候刻事実吐露仕候共御解意有御座間敷哉と奉存候間、私共内命を受け矢石の間を犯し昇国歎願仕候。何卒格別之御仁憐を以主人始一藩之素志御汲量被下、小家微力無余義今日の形勢と莫大之御勘弁奉願候。彼之官賊暴行不可言者は

軍事と雖とも賄賂を以て軍陣配当を成し、軍場駆引無謀の命令軍卒多く亡ひ、所謂生靈を罪するに異ならず。一身の所業に至りては酒色に溺れ財貨乱掠し、甚敷に至ては隊長の頭を打擲致杯申事にて一々枚拳に違あらず。是全官賊の名起りたる所以に候。尊藩是れに反して御仁政四境に響、御隣境の御国柄と相成候上は旁以厚御依頼御仁政に帰し、弥尊王之道を研磨し永皇国へ不朽之微忠を尽し度志願に御座候條、出格之御憐愛を以当今不束出兵不敬之段、全小家大国の間に介し、且官賊に被悪候と深御洞察御仁捨被成下度奉歎願候処、速に御許容被下其上厚御惠情を蒙り、且又主人参国の上は如何共御取繕、国家永統盟約各国へ対し可然御推察御引立被成下候趣、別而難有仕合奉感戴候。此段御請旁弊藩存意書奉指上置候。誠恐謹言。

慶応四年辰八月

亀田藩 高野祐助

澤 友輔

矢島御在陣 朝比奈長十郎様

林 茂助様

ここでは同盟を離脱した亀田藩についての弁明が語られている。

佐竹家とは「旧来の縁者」かつ「隣境大藩」であり、亀田藩のような「小家」は秋田藩に屈服するしかなかった、としている。また新政府軍への降伏は、新政府軍の軍事的圧力によって「小藩微力乍残念任其意」歎願書を差し出した、という。新政府軍側として出兵後、

同盟側へ連絡を取ろうとしても連絡が取れない状況で、「血泣遺憾なから官賊へ随従打過候」という状況であった、としている。

このように亀田藩は、「実に弊藩杯の小家、如何様の存寄御座候共歎敷事ながら近境大藩へ屈服仕候外無御座」、また「小家微力無余義今日の形勢」になった、というように、自藩を「小家」「小藩」とし、秋田藩を「大藩」として対照させている。そして今回の出兵は、亀田藩のような「小家」が「大国」の間にはさまれ、「官賊」に憎まれていたためとしている。慶応四年前半の亀田藩の外交交渉においては、「小藩」が秋田藩を頼る根拠の一つとなっていたが、ここでは「小家」「微力」であったということを理由に、過去の行動はやむを得ない結果であったとする自藩正当化の論理になっているのである。

おわりに

慶応四年における亀田藩の動向で特徴的であるのは、諸藩に先がけて藩主自らが上京して新政府に勤王誓約を行い、また秋田藩との外交交渉を頻繁に行うなど、藩内の一部党派でなく藩として活発に行動を起こしている点である。また、自藩の存続のためには態度を積極的に変転させていく点である。亀田藩は所与の条件内で、必死に自藩存続の道を模索していた。軍事力の低く、大藩の隙間に位置する小藩はどのような行動をとらざるを得なかったのである。

は今後の課題としたい。

注

- (1) 座談会「最近十年間における明治維新史研究の動向と問題点」の遠山発言(歴史学研究会編『明治維新史研究講座 別巻』平凡社、一九六九年、五三三〜五四四頁)、田中彰「幕末の政治情勢」(『岩波講座日本歴史 十四』(岩波書店、一九六二年)、藤野保「幕末・維新时期における小藩の構造とその動向」討論派第二グループの動向をめぐって(『史林』四十六、五、一九六三年九月)、家近良樹「明治維新史研究の過去と現在」対幕府研究を軸にして(『徳永光俊編』二〇世紀の経済と文化)思文閣出版、二〇〇〇年)、辻野恵美「幕末維新时期における畿内・近国譜代藩の動向」慶応期の尾崎藩を中心に(『地域史研究』第三十二巻第二号(通巻九十五号、二〇〇三年三月)。

- (2) 「(特集)幕末期の小藩の動向」(『日本の歴史十五 開国と倒幕』集英社、一九九二年)。

- (3) 原口清「戊辰戦争」(塙書房、一九六三年)、同「戊辰戦争」の論理 毛利敏彦氏「明治維新」の政治学への回答(『歴史と現代』第三号、一九六三年)、同「戊辰戦争」補論(『法経論集』第十七号、一九六四年三月)(のち松尾正人編『幕末維新論集六 維新政権の成立』吉川弘文館、二〇〇一年に再録)、同「戊辰戦争」論争」を打ち切るにあたって(『歴史学研究』二九五号、一九六四年十二月)、石井孝「戊辰戦争についての一試論」原口清氏への批判(『歴史』二六輯、一九六四年二月)、同「明治維新の政治過程からみた戊辰戦争」原口清氏の批判に答えて(『歴史学研究』二九三号、一九六四年十月)、同「維新の内乱」(至誠堂、一九六八年)、同「戊辰戦争論」(吉川弘文館、一九八四年)など。

- (4) 佐々木克「奥羽列藩同盟の形成と性格」東北戦争の歴史的意義(『史苑』三十二巻第三号、一九七二年三月)、同「戊辰戦争」敗者の明治維新(『中央公論社、一九七七年)、藤井徳行「明治元年・所謂「東北朝廷」成立

そのような行動の根底にあるのが、亀田藩が持っている、自藩は「小藩」・「小家」であるという意識である。亀田藩は自らが「小藩」・「小家」であるという自己認識から、大藩を頼りとする外交を展開した。また交渉の場では、自藩は「小藩」であるがゆえに微力であると主張し、大藩の指揮・援助を願う論理となった。

またその一方で、この論理は対外的に自藩の過去の行動を正当化するものであった。特に亀田藩の場合、取り巻く状況が変化すれば、その都度現実的な選択として自藩の属する陣営を変転させた。亀田藩は陣営を変転させる際には「小藩」を理由に、過去の行動を正当化していた。この論理は、先に見たように慶応四年七月の亀田藩が同盟を離脱した時、そして八月の庄内藩に降伏した際にも見られたが、九月二十七日、新政府軍に庄内藩が降伏後、鶴ヶ城に入城した新政府軍の参謀黒田清隆宛で出された隆邦の降伏嘆願書においても見ることができる。そこでは「奥羽 御鎮撫総督府之御沙汰ニ付、不取敢出兵仕候処、小藩之微力指揮不行届、戦不利進退相窮、不得止開城仕、終ニ今日之形勢ニ立至³⁵」と小藩故の微力を強調し、庄内藩に降伏したことを正当化している。このように、態度を変転させた過去の行動に対する弁明として「小藩」が使用されていた。そして亀田藩は、このような論理のなかで「朝敵の名目は長州を始め当今天下の廻り持」という論理にまで到達していたのである。

「はじめに」で述べたように、戊辰戦争期における小藩のこうした推移は他の数多くの小藩にも共通すると考えられるが、その実証

に關する一考察―輪王寺宮公現法親王をめぐって―(手塚豊編・著『近代日本史の新研究Ⅰ』北樹出版、一九八一年)、工藤威『奥羽列藩同盟の基礎的研究』(岩田書院、二〇〇二年)、中武敏彦『奥羽列藩同盟と「公議」理念』(『アジア文化史研究』第四号、二〇〇四年三月)など。

(5) 三上昭美『戊辰内乱期における福島藩の動向』(『歴史教育』十八(二)、一九七〇年二月)、守屋嘉美『幕末における「小藩」の改革視点』(『東北学院大学論集 歴史学・地理学』第四号、一九七四年三月)、久住真也『奥羽列藩同盟と北越「防衛」の展開』(『地方史研究』四十七―一(通号二六五号)、一九九七年二月)。

(6) 秋田叢書刊行会編『秋田叢書』第四卷(秋田叢書刊行会、一九二九年)所収。のち今村義孝監修『新秋田叢書』(五)(歴史図書社、一九七一年)として復刻。本稿では復刻版を使用する。「亀田藩戊辰戦記」は、吉田潜蔵が自身の養父吉田権蔵(亀田藩重臣)や佐藤憲欽(勘解由、家老)などの記録を元に著述しているものである。原名は「亀田近世史」で、乾・坤・巽・艮の四巻本であった。そのうち、戊辰戦争関連の前半部を「亀田藩戊辰戦記」と改称し、採録したものである(『新秋田叢書』(五) 解題)。「亀田藩戊辰戦記」では、賊軍として戊辰戦争を終えた亀田藩に対する釈明として、亀田藩こそ「真の勤王」であったという主張が所々に顔を出す。ただ、そのような編者の主張は、「編者曰」などのように本文とは区別して用いられており、また「亀田藩戊辰戦記」は、吉田権蔵・佐藤憲欽の証言や、当時の亀田藩政に関わっていた藩士の史料などをもとに書かれており、事実関係に関しては信頼できうる史料と考えられる。

(7) 明治七年(一八七四)四月付で明治政府へ提出された「履曆書」(亀田藩の幕末維新期の履歴)と、明治十年九月付で提出された「取調書」(幕末維新期の警衛・軍事行動について書き上げたもの)より成る。『本荘市史 史料編Ⅱ』(本荘市、一九八二年)所収。

(8) 特に寛永総検地は幕府首脳の了承の上で、佐竹氏の亀田支配は幕府公認のものであった。

戊辰戦争における小藩の行動論理

(9) 嘉永五(一八五二)年、隆喜(八代藩主)は城主格大名となったが、翌六年十二月に死去した。同七年二月には九代目として隆永が相続するが、同八年五月に享年二十才で死去した。七月に隆信(隆永弟)が十代藩主として相続するが、十二月に死去した(享年十八才)。その後、隆政(隆信弟)が十一代として相続するが、文久元(一八六一)年九月、死去(享年二十才)し、十月に隆邦が十二代として相続することとなった。

(10) 以上は、『本荘市史 通史編Ⅱ』(本荘市、一九九四年)、『岩城町史』(岩城町教育委員会、一九九六年)などを参照。

(11) 亀田藩第十二代当主。弘化元年(一八四四)〜明治四十四年(一九一一)。十五才で藩主を継ぎ、慶応四年当時二十五歳。

(12) 戊辰戦争期の亀田藩の動向については、『秋田県史 四巻維新編』(秋田県、一九六一年)、『本荘市史 通史編Ⅱ』、『岩城町史』、那須春弥編者『亀田藩戊辰史―岩城町史資料編Ⅰ―』(岩城町教育委員会、一九九七年)などを参照。

(13) 『岩城陰影家記』(以下、「家記」と略) 慶応三年十二月二日条(本荘市史 史料編Ⅱ 一六四頁)。

(14) 「家記」 慶応三年十二月六日条(『本荘市史 史料編Ⅱ』一六四頁)。

(15) 佐々木前掲書、十一頁。

(16) 「家記」 明治元年二月十一日条(『本荘市史 史料編Ⅱ』一六五頁)。

(17) 「亀田藩戊辰戦記」(以下、「戦記」と略) 慶応四年一月二十七日条(『新秋田叢書』(五) 四〇二頁)。「家記」では、十八日。

(18) 『慶喜公御実紀』『新訂増補國史体系第五十二巻 続徳川実紀第五篇』(吉川弘文館、一九六七年) 三九二〜三九四頁。

(19) 下山三郎『近代天皇制研究序説(その四)』(『東京経大学会誌』六十三号、一九六九年七月)。

(20) 佐々木前掲書、六九頁。

(21) 「戦記」 慶応四年二月二十八日条(『新秋田叢書』(五) 四〇九頁)。

(22) 「戦記」 慶応四年三月三日条(『新秋田叢書』(五) 四〇九〜四一〇頁)。

- (23) 「戦記」慶応四年三月二十一日条〔新秋田叢書〕(五) 四一〇頁。
- (24) 「戦記」慶応四年六月十一〜十五日条〔新秋田叢書〕(五) 四六〇〜四六一頁。
- (25) 「戦記」慶応四年四月二十七日条〔新秋田叢書〕(五) 四〇二〜四〇三頁。「弁事局叢書」〔復古記〕第四冊、東京大学出版会、一九二九年発行一九七四年復刻、二九四〜二九五頁)、「家記」慶応四年閏四月十日条に所収のもの〔本荘市史 史料編Ⅱ〕一六五〜一六六頁) もほぼ同文。
- (26) 「家記」〔本荘市史 史料編Ⅱ〕一七一頁。
- (27) 「戦記」慶応四年閏四月十二日条〔新秋田叢書〕(五) 四〇三〜四〇四頁。
- (28) 三月三日の事例では、秋田藩の使者、岡内之丞に対する亀田藩の返答の中で「心得違之者」の者を「鎮撫」するように江戸にいる藩主より言いつけられている、ということ述べている。また、この日の会談の後、江戸の隆邦に対して国元から会談に関して伺いの使者を送っている。会議の結果を隆邦が了承したため、三月二十一日、国元から秋田藩へ出張した
- (29) 「戦記」慶応四年三月二十一日条〔新秋田叢書〕(五) 四一〇頁)。
- (30) 「戦記」慶応四年七月七日条〔新秋田叢書〕(五) 四八一〜四八二頁)。
- (31) 新政府軍から戦書を受け取るのと平行して、亀田藩では藩主による秋田訪問が計画されていた。九日、隆邦は秋田の九条総督の下へ伺候し、庄内征討の応援命令書と菊章旗を受けた。十日には佐竹義堯を訪問して春以来の取りなしに謝意を示し、今後の支援を依頼、十二日に帰城した。
- (32) 以下、会議の様子は「戦記」〔新秋田叢書〕(五) 四九二〜四九四頁)による。
- (33) 翌四日、御組頭以下物頭までも登城、衆議したところ、一人を除いて異口同音に別のしかるべき御良策(新政府軍からの離脱)をとるべきだ、と言上した。
- (34) 「戦記」慶応四年八月四日条〔新秋田叢書〕(五) 四九五〜四九七頁)。
- (35) 「家記」慶応四年九月二十七日条〔本荘市史 史料編Ⅱ〕一六九〜一七〇頁)。